

守山市健康づくり活動団体に認定します

市内で健康づくりにかかわる活動を行っている団体を「守山市健康づくり団体」として認定します。

対 次の条件に**全て**当てはまる団体

・活動の所在地または拠点が市内にあること
・当該年度の3月末時点で5年以上継続して活動していること

・健康づくりを目的とし、年間を通じて継続的かつ定期的に活動していること

・第2次健康もりやま21の取り組みを推進し、市民の健康寿命の延伸に寄与していること

・おおむね20歳以上の5人以上で構成されていること

申 12月1日(土)～27日(木)に応募用紙に記入のうえ、郵送または、直接すこやか生活課へ申し込み。応募用紙はすこやか生活課に設置。または市ホームページからダウンロード可。

※自薦、他薦を問いません

他 次に該当するものは認定の対象外です。

・国や自治体などから受託や補助を受けて活動しているもの

・競技を主目的としているもの

・月謝などを徴収して開催しているもの

・政治、宗教、思想、営利を目的としているもの

・そのほか、認定することが不適当と認められるもの

詳しくは左記へお問い合わせください。

問 すこやか生活課

☎(581)0201

☎(581)1628



住み慣れた地域で暮らし続けるために

～地域密着型サービスを利用しませんか～

問 介護保険課 ☎(582)1127 ☎(581)0203

地域密着型サービスは、認知症高齢者や要介護高齢者が住み慣れた地域で生活できるようにつくられた介護サービスです。原則、要介護認定を受け、守山市に住民票のある人が利用できます。

どのようなサービスが受けられるのか

○小規模多機能型居宅介護…デイサービス(通い)を中心に、利用者の選択に応じてホームヘルプ(訪問)や短期間の泊まり(宿泊)サービスを組み合わせたサービスを行います。

○定期巡回・随時対応型訪問介護看護…日中・夜間を通じて定期的な巡回や緊急時などの随時の訪問介護・看護サービスを行います。

そのほかにも、本市には地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、地域密着型介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)があります。また、地域密着型サービス以外の介護サービスもあります。詳しくは市ホームページをご覧ください。

また、市内でこれらのサービスを提供している事業者を市ホームページで公開しています。

○利用方法

介護保険課または地域包括支援センター[☎(581)0330]までご相談ください。なお、介護度により利用できるサービスが異なります。



ホームページ